

広貫堂倫理規程

(広貫堂グループ共通規程)

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、株式会社広貫堂および広貫堂グループ会社（以下、当社と略し、本規程では当該社が所属するそれぞれの会社の事を指す）の行動基準を定める。

(目的)

第2条 この規程は、企業倫理を確立し、社会的に有用な商品・サービスを安全性に十分配慮して開発、提供し、消費者・ユーザーの信頼を得る目的で定める。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当社社員、嘱託、契約社員、パート・アルバイト、派遣労働者（以下、まとめて「社員等」という）に適用する。

(役員・役職者の責務)

第4条 役員および役職者は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

2. 社内外の声を常時把握し、実効性ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図らなければならない。

第2章 行動基準

(行動の原則)

第5条 当社は、経営活動全般について、全ての法令を誠実に遵守するとともに、社会的良識をもって行動する。

(安全で高品質の商品の提供)

第6条 当社は、優れた技術力と豊かな経験を持つ社員等によって、安全で高品質の商品を開発し、消費者や取引先に提供する。

(適正な製造)

第7条 当社は、消費者・取引先に提供する商品について、その品質、内容等について法を遵守し正しく製造する。

(優越的な地位の濫用)

第8条 当社は、仕入業者・販売業者・委託業者等との取引において、優越的な地位を利用して不当な取引は行わない。

(公正な競争)

第9条 当社は、取引において、同業他社と公正で自由な競争を行う。

2. 当社は、商品の販売において、不正な手段は使用しない。

(地域社会との関係)

第10条 当社は、良き企業市民として、地域社会との強調を図り、良好な信頼協力関係を維持する。

2. 当社は地域社会との交流を深め、地域の社会的活動への参加等により、社会貢献に努める。

3. 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益を供与せず、断固として対決する。

(政治、行政との関係)

第11条 当社は、政治、行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。

2. 違法な政治献金、違法な利益供与、贈賄は行わない。

(企業情報の提供)

第12条 当社は、取引先、消費者、株主、投資家、従業員等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。

(環境問題への取り組み)

第13条 当社は、環境問題の重要性を認識し、次に掲げる事項に積極的に取り組む。

- (1) 資源の有効活用
- (2) 資源のリサイクル
- (3) 省エネルギー
- (4) 製造工程で発生する廃棄物の抑制
- (5) その他環境に関わること

(環境汚染への対応)

第 14 条 当社は、製造工程において環境汚染を発生させたときは、直ちに機械設備の稼働を停止させ、その原因を究明する。

2 . 環境汚染の原因が究明され改善されるまで、機械設備の稼働を停止する。

(職場の安全)

第 15 条 当社は、労働安全衛生 (O H S A S) に従い、職場における作業の安全に配慮し、労働災害の防止に努める。

2 . 機械設備について、異常や危険の兆候が発見されたときは、直ちに最善の安全処置を講ずる。

(社員等のゆとりと豊かさの実現)

第 16 条 当社は、労働条件の向上により、社員等の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。

(個性と能力を活かせる職場の形成)

第 17 条 当社は、社員等一人ひとりの人権を尊重するとともに、社員等一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に発揮できる職場作りに努める。

第 3 章 規程違反の対応

(規程違反への対応)

第 18 条 当社は、この倫理規程に違反する重大な事案が生じたときは、代表取締役を先頭として当社を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努める。

2 . 当社は、生じた事案について、社内外に対して迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。

3 . 当社は、代表取締役を含め関係社員等をグループ各社の就業規則に照らして厳正に処分する。

(付則)

この規程は、平成 1 8 年 6 月 2 7 日から施行する。

この規程の改廃は、取締役会の承認によって決定する。